

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 登録講習機関に係る登録の有効期間を定めること。(第一条関係)

第二 総務大臣が行う講習を受けようとする者に係る手数料の額を定めること。(別表第二関係)

第三 その他規定の整備をすること。